

社会福祉法人 清風会 定款

社会福祉法人 清風会

社会福祉法人清風会定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 福祉ホームの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人デイサービス事業の経営
- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 特定相談支援事業の経営
- (ト) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清風会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上、並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努める。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県安芸高田市吉田町竹原 967 番地に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、会長となる。
 - 3 会長は、この法人を代表する。
 - 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のう

ちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 会長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(会長の職務の代理)

第10条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する他の理事が、順次に会長の職務を代理する。

- 2 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び広島県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、会長が任免する。

第三章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第13条 この法人に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(顧問)

第14条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第四章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第17条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第18条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、会長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第五章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第29条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

①独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

②独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第23条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第24条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第25条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第27条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会におい

て定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第28条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第六章 公益を目的とする事業

(種別)

第29条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 基幹相談支援センター事業の受託

(2) 地域生活支援事業における障害者等相談支援事業の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第30条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第七章 解散及び合併

(解散)

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島県知事の認可を受けなければならない。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人清風会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又はホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則（昭和47年3月1日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会長	理事	澤崎	卓兒
		〃	織田 忠慶
		〃	岩崎 讓亮
		〃	佐々木 末雄
		〃	炭田 秀男
		〃	吉岡 勝人
		〃	清水 喜治
		〃	住吉 文司
		〃	渋谷 勝
		〃	新田 篤実
		〃	西岡 幸一
		〃	尾崎 福治
	監事	児玉	静秋
		〃	寺増 忠夫

2 前項の規定に基づき選任された役員任期は、第6条の規定にかかわらず、選任された日から1年とする。

①附則（昭和48年10月18日厚生大臣認可）

この定款変更は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

②附則（昭和52年6月7日厚生大臣認可）

この定款変更は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

③附則（昭和53年5月24日厚生大臣認可）

この定款変更は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

- ④附則（昭和55年2月12日厚生大臣認可）
この定款変更は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。
- ⑤附則（昭和61年7月16日厚生大臣認可）
この定款変更は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。
- ⑥附則（平成元年12月22日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑦附則（平成4年1月27日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑧附則（平成14年4月12日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑨附則（平成15年10月31日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑩附則（平成16年9月6日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑪附則（平成17年11月15日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑫附則（平成18年1月5日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑬附則（平成19年9月7日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑭附則（平成20年12月26日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑮附則（平成21年6月22日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑯附則（平成22年6月3日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑰附則（平成23年7月28日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑱附則（平成24年2月23日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑲附則（平成24年6月27日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ⑳附則（平成25年12月26日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
- ㉑附則（平成26年3月8日理事会議決）
この定款変更は、平成26年3月8日から施行する。
- ㉒附則（平成26年9月8日広島県知事認可）
この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

㊦附則（平成27年8月28日広島県知事認可）

この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

㊧附則（平成28年4月19日広島県知事認可）

この定款変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

別表

基本財産の表示

1 現金の部

区分	金額
定期預金	1,000,000円

2 建物の部

(1) (合築)地域移行型ホーム/福祉ホーム

清風会第1吉田寮/清風会第2吉田寮

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 951番地、925番地、 925番地2、925番地3、 広島県安芸高田市吉田町 竹原字立田 923番地、924番地	寄宿舍 事務所	鉄筋コンクリート造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	2,159.30

(2) 就労継続支援A型 清風会吉田工場

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 970番地、971番地、971 番地2、968番地、969番 地、967番地、998番地3 997番地3	工場	鉄骨・木・コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板スレート葺平家建	1,599.01

(3) 障害者支援施設 清風会ワークセンター

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 954番地、955番地、956 番地、957番地、961番地 1、967番地、968番地、 969番地、971番地、999 番地1、 官有無番地	事務所 浴室	鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板葺平家建	292.31
	寄宿舍	鉄骨造スレート葺2階建	1,470.16
	事務所	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根スレート葺平家建	532.52

広島県安芸高田市吉田町 竹原字河内 143番地1、144番地1	工場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	777.52
	寄宿舍	鉄筋コンクリート造スレー ト葺2階建	605.75
	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	330.75
	工場	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 平家建	194.40

(4) 障害者支援施設 清風会吉田清風荘

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字勢違 1759番地1、1756番地1、 1756番地2、1756番地3、 1759番地4、1817番地1 1817番地2、1818番地 1890番地1、1891番地1 1897番地7、1891番地13 1823番地1	寄宿舍	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建	1階 994.20 2階 943.16 3階 943.16 4階 943.16 5階 943.16
	ボイラ ー室	コンクリートブロック造陸 屋根平家建	27.50

(5) 就労継続支援A型 清風会みつや工場

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字河内 140番地1、139番地、 138番地、134番地2、 134番1、139番地2 136番地4	事務所	鉄筋コンクリート造スレー ト葺平家建	239.25
	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・ 合金メッキ鋼板葺2階建	1,632.49
	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	143.00

(6) 地域移行型ホーム 清風会第1竹原寮

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 958番地1、958番地2、 953番地1、953番地2	宿舎	鉄筋コンクリート造スレー ト葺2階建	500.00

(7) 地域移行型ホーム 清風会第2竹原寮

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 952番地	寄宿舍	鉄筋コンクリート造スレー ト葺2階建	500.00

(8) 就労継続支援B型 清風会サンホーム

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字河内 148番地1、149番地1	工場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	881.31

(9) 障害者支援施設 清風会サンブリエ

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字袋地 170番地1、168番地、 166番地1、166番地3 広島県安芸高田市吉田町 竹原字河内 157番地2、157番地、 158番地1、158番地4	寄宿舍	鉄筋コンクリート造スレー ト葺2階建	1,260.20
広島県安芸高田市吉田町 竹原字河内 156番地 155番地1、157番地、 158番地1、158番地4	作業所	鉄骨造アルミニウム板 葺平家建	594.00

(10) 就労継続支援A型 清風会サンライフ

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字河内 152番地1、156番地、 156番地2	工場 事務所	鉄骨造アルミニウム板葺2 階建	861.19

(11) 地域移行型ホーム 清風会第3竹原寮

所在	種類	構造	床面積 m^2
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 954番地、956番地	寄宿舍	鉄筋コンクリート造スレー ト葺3階建	536.40

(12) 障害者支援施設 清風会サンサンホーム

所在	種類	構造	床面積 m^2
広島県安芸高田市吉田町 竹原字袋地 189番地、191番地1、 192番地1	養護所	鉄筋コンクリート造スレー ト葺2階建	1,519.57

(13) 生活介護事業 清風会ほのか

所在	種類	構造	床面積 m^2
広島県安芸高田市吉田町 竹原字立田 915番地1、918番地1、 919番地、920番地	デイサ ービス センタ ー	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	625.237

(14) 相談支援事業 清風会つぼみ

所在	種類	構造	床面積 m^2
広島県安芸高田市吉田町 竹原字立田 915番地1、918番地1、 919番地、920番地	デイサ ービス センタ ー	鉄筋コンクリート・鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺、平家建	227.763

(15) 障害福祉サービス施設 清風会ニューワーク

所在	種類	構造	床面積 m^2
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 964番地、963番地1、962 番地1、965番地、966番 地	工場	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建	760.10

(16) 障害福祉サービス施設 清風会みやび

所在	種類	構造	床面積㎡
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 959 番地 1、959 番地 5 950 番地 1	工場 事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 平家建	684.00
	ボイラ ー室	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 平家建	24.00

(17) 障害者グループホーム 清風会あおぞら

所在	種類	構造	床面積㎡
広島県安芸高田市吉田町 竹原字勢違 1756 番地 2、1759 番地 1	寄宿舍	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	235.64

(18) 高齢者施設 清風園(清風会さくら・清風会もみじ・椿)

所在	種類	構造	床面積㎡
広島県安芸高田市吉田町 竹原字勢違 1891 番地 5、1891 番地 6 1891 番地 1、1891 番地 13 1818 番地、1756 番地 1 1752 番地 1	老人ホ ーム	鉄骨造合金メッキ鋼板・か わらぶき 3 階建	3,365.55

(19) 就労継続支援A型・B型 清風会海田工場

所在	種類	構造	床面積㎡
広島県安芸郡海田町月見 町 1446 番地 9	工場 事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き 3 階建	976.95

(20) 就労継続支援B型 清風会つばさ

所在	種類	構造	床面積m ²
広島県安芸高田市吉田町 竹原字早稲田 950 番地 1、959 番地 1 927 番地 1、926 番地 926 番地 2、950 番地 2	工場 事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	1,232.51

3 土地の部

- (1) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田958番1所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (575.00m²)
- (2) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田958番2所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (42.00m²)
- (3) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田952番所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (694.00m²)
- (4) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1,822番2所在の清風会吉田清風荘敷地
1筆 (579.07m²)
- (5) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1,823番1所在の清風会吉田清風荘敷地
1筆 (881.00m²)
- (6) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内143番1所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (1107.00m²)
- (7) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内144番1所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (747.00m²)
- (8) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内144番3所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (29.41m²)
- (9) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内141番所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (616m²持分2分の1)
- (10) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内142番1所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (169m²持分2分の1)
- (11) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田953番1所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (340.00m²持分2分の1)
- (12) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田954番所在の清風会第3竹原寮敷地
1筆 (574.00m²持分2分の1)
- (13) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田955番所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (387.00m²持分2分の1)
- (14) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田956番所在の清風会第3竹原寮敷地
1筆 (593.00m²持分2分の1)
- (15) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田957番所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (1010.00m²持分2分の1)
- (16) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田961番1所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (458.00m²持分2分の1)
- (17) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田961番2所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (6.71m²持分2分の1)
- (18) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田962番1所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (330.00m²持分2分の1)

- (19) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田962番2所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (6.13 m²持分2分の1)
- (20) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田963番1所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (381.00 m²持分2分の1)
- (21) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田964番所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (616.00 m²持分2分の1)
- (22) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田964番2所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (68.74 m²)
- (23) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田965番所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (486.00 m²持分2分の1)
- (24) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田966番所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (225.00 m²持分2分の1)
- (25) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田967番所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (1006.00 m²持分2分の1)
- (26) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田968番所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (820.00 m²持分2分の1)
- (27) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田969番所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (348.00 m²持分2分の1)
- (28) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田970番所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (1129.00 m²持分2分の1)
- (29) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田971番所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (1051.00 m²持分2分の1)
- (30) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田971番2所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (82.63 m²)
- (31) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田973番2所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (90.00 m²持分2分の1)
- (32) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田996番3所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (78.00 m²持分2分の1)
- (33) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田997番3所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (379.00 m²持分2分の1)
- (34) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田998番3所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (459.00 m²持分2分の1)
- (35) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田999番1所在の清風会ワークセンター敷地
1筆 (1143.00 m²持分2分の1)
- (36) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内134番2所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (678.00 m²)
- (37) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内136番1所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (411.07 m²)

- (38) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 136 番4 所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (80.94m²)
- (39) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 137 番1 所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (141.28m²)
- (40) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 138 番 所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (398.00m²)
- (41) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 139 番 所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (1014.00m²)
- (42) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 139 番2 所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (34.99m²)
- (43) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 140 番1 所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (1018.74m²)
- (44) 広島県安芸高田市吉田町小山字早稲田 1, 028 番3 所在の清風会みつや工場敷地
1筆 (146m²)
- (45) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田 953 番2 所在の清風会吉田工場敷地
1筆 (16.00m²)
- (46) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地 189 番 所在の清風会サンサンホーム敷地
1筆 (996.00m²)
- (47) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地 191 番1 所在の清風会サンサンホーム敷地
1筆 (572.00m²)
- (48) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地 192 番1 所在の清風会サンサンホーム敷地
1筆 (725.00m²)
- (49) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 148 番1 所在の清風会サンホーム敷地
1筆 (332.00m²)
- (50) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 149 番1 所在の清風会サンホーム敷地
1筆 (563.00m²)
- (51) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 152 番1 所在の清風会サンライフ敷地
1筆 (692.94m²)
- (52) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 156 番 所在の清風会サンライフ敷地
1筆 (705.00m²)
- (53) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 157 番 所在の清風会サンブリエ敷地
1筆 (780.00m²)
- (54) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 158 番1 所在の清風会サンブリエ敷地
1筆 (548.19m²)
- (55) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 155 番1 所在の清風会サンブリエ敷地
1筆 (148.27m²)
- (56) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内 157 番2 所在の清風会サンブリエ敷地
1筆 (80.01m²)

- (57) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内158番4所在の清風会サンプリエ敷地
1筆 (22.94m²)
- (58) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内156番2所在の清風会サンライフ敷地
1筆 (10.68m²)
- (59) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地166番3所在の清風会サンプリエ敷地
1筆 (6.77m²)
- (60) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地168番所在の清風会サンプリエ敷地
1筆 (366.00m²)
- (61) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地170番1所在の清風会サンプリエ敷地
1筆 (476.65m²)
- (62) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地166番1所在の清風会サンプリエ敷地
1筆 (464.40m²)
- (63) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田951番所在の清風会敷地
1筆 (1222.00m²)
- (64) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田915番1所在の清風会敷地
1筆 (585.19m²)
- (65) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田918番1所在の清風会敷地
1筆 (604.84m²)
- (66) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田919番所在の清風会敷地
1筆 (715.00m²)
- (67) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田920番所在の清風会敷地
1筆 (1015.00m²)
- (68) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田923番所在の清風会敷地
1筆 (632.00m²)
- (69) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田924番所在の清風会敷地
1筆 (872.00m²)
- (70) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田925番所在の清風会敷地
1筆 (975.00 m²)
- (71) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地174番1所在の清風会敷地
1筆 (353 m²)
- (72) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地175番1所在の清風会敷地
1筆 (78 m²)
- (73) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地180番1所在の清風会敷地
1筆 (31 m²)
- (74) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地186番所在の清風会敷地
1筆 (589 m²)
- (75) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田925番2所在の清風会敷地
1筆 (57.69 m²)

- (76) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田925番3所在の清風会敷地
1筆 (31.72 m²)
- (77) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田951番2所在の清風会敷地
1筆 (14.75 m²)
- (78) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地164番1所在の清風会敷地
1筆 (240.33 m²)
- (79) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地172番所在の清風会敷地
1筆 (412 m²)
- (80) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地173番1所在の清風会敷地
1筆 (392.56 m²)
- (81) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地187番所在の清風会敷地
1筆 (493 m²)
- (82) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地188番所在の清風会敷地
1筆 (528 m²)
- (83) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田959番1所在の清風会敷地
1筆 (2,137.49 m²)
- (84) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田959番5所在の清風会敷地
1筆 (208.82 m²)
- (85) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田950番1所在の清風会敷地
1筆 (1,143 m²)
- (86) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1755番2所在の清風会敷地
1筆 (73.85 m²)
- (87) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1755番3所在の清風会敷地
1筆 (0.63 m²)
- (88) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1756番2所在の清風会敷地
1筆 (1,284 m²)
- (89) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1759番1所在の清風会敷地
1筆 (1,114.37 m²)
- (90) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1759番4所在の清風会敷地
1筆 (73 m²)
- (91) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1817番2所在の清風会敷地
1筆 (0.85 m²)
- (92) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1890番1所在の清風会敷地
1筆 (431.25 m²)
- (93) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1891番7所在の清風会敷地
1筆 (447 m²)
- (94) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内133番1所在の清風会敷地
1筆 (71.93 m²)

- (95) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内134番1所在の清風会敷地
1筆 (297.00 m²)
- (96) 広島県安芸高田市吉田町竹原字河内135番1所在の清風会敷地
1筆 (201.77 m²)
- (97) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地182番1所在の清風会敷地
1筆 (87 m²)
- (98) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地184番1所在の清風会敷地
1筆 (340 m²)
- (99) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地185番所在の清風会敷地
1筆 (523 m²)
- (100) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1752番1所在の清風会敷地
1筆 (886 m²)
- (101) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1756番1所在の清風会敷地
1筆 (929 m²)
- (102) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1756番3所在の清風会敷地
1筆 (18 m²)
- (103) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1817番1所在の清風会敷地
1筆 (25.15 m²)
- (104) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1818番所在の清風会敷地
1筆 (531 m²)
- (105) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1891番1所在の清風会敷地
1筆 (929 m²)
- (106) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1891番5所在の清風会敷地
1筆 (1,367 m²)
- (107) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田926番所在の清風会敷地
1筆 (198 m²)
- (108) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田927番1所在の清風会敷地
1筆 (261 m²)
- (109) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違1891番13所在の清風会敷地
1筆 (101 m²)
- (110) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田922番1所在の清風会敷地
1筆 (223 m²)
- (111) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田922番4所在の清風会敷地
1筆 (37 m²)
- (112) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田923番2所在の清風会敷地
1筆 (20 m²)
- (113) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田926番2所在の清風会敷地
1筆 (118 m²)

- (114) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田 950 番 2 所在の清風会敷地
1筆 (37 m²)
- (115) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田 879 番 所在の清風会敷地
1筆 (366 m²)
- (116) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田 880 番 1 所在の清風会敷地
1筆 (382 m²)
- (117) 広島県安芸高田市吉田町竹原字立田 921 番 1 所在の清風会敷地
1筆 (180 m²)
- (118) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田 952 番 2 所在の清風会敷地
1筆 (5.94 m²)
- (119) 広島県安芸高田市吉田町竹原字袋地 170 番 2 所在の清風会敷地
1筆 (3.34 m²)
- (120) 広島県安芸高田市吉田町竹原字早稲田 959 番 6 所在の清風会敷地
1筆 (51 m²)
- (121) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違 1891 番 16 所在の清風会敷地
1筆 (15.99 m²)
- (122) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違 1891 番 17 所在の清風会敷地
1筆 (5.71 m²)
- (123) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違 1891 番 18 所在の清風会敷地
1筆 (17.57 m²)
- (124) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違 1821 番 2 所在の清風会敷地
1筆 (147.68 m²)
- (125) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違 1752 番 3 所在の清風会敷地
1筆 (19.53 m²)
- (126) 広島県安芸高田市吉田町竹原字勢違 1748 番 3 所在の清風会敷地
1筆 (88.15 m²)